

今時の司法「改革」は構造改革を遂行するために始まったことを再確認しよう

2017年1月15日 猪野 亨

2001年に司法審意見書が出され、司法分野に対する大規模な「改革」が断行された。大きくは、司法試験合格者数の激増、それに伴う法科大学院制度の導入、裁判員制度に大別される。

日弁連法務研究財団編『法と実務』9（2013年発刊）では、日弁連執行部の中枢におられた方々が司法改革を総括している。

日弁連執行部は、司法の反動化によって裁判官の独立が侵害され、長沼事件や公害裁判で国寄りの判決となったことや冤罪事件を列挙し、その後、市民の要求の前に権力側との闘いがあり、今時の市民のための司法改革が勝ち取られた、弁護士人口に関しては弁護士自身が改革されなければならないと位置付ける。**前段の出発点と後段が何故、結びつくのが全く不明であるところに特徴**がある。弁護士人口の急激な増加が歪みをもたらしたことによって一部修正は余儀なくされたものの、今なお司法改革は正しかったという総括である。

論者の中の1人に、司法改革に対する批判の中に小泉改革によるものだとするものがあるが、間違いだ、意見書が出されたのは小泉内閣であったが、その前の小淵内閣のときから審議会は始まっていたという下りがあった。要は今時の司法「改革」を構造改革とは結び付けたくない思惑が見て取れる。しかし、そもそも構造改革自体は何も小泉政権から始まったのではない。構造改革は土光臨調（1981年）にまで遡るのであって、このような批判の仕方こそ的外れである。

構造改革が目的とした司法改革とは裁判所による知財等を迅速に解決できる力量をもった裁判所への改革、経済活動に対する過剰な行政規制を行政訴訟により国会の審議を待たずして違憲、違法判断のもとに取り払うための司法機能の強化、その司法による統治機能を強化するための裁判員制度、そうした司法を支えるための抜本的な法曹人口の増員とその養成のための法科大学院制度の導入であった。

このように実際に弁護士（法曹）人口の激増を要求したのは財界であり国民ではない。恐らく**司法審意見書では弁護士の過当競争は想定していなかった**。佐藤幸治氏の述懐を読んでも本気で弁護士人口が足りないと思いついでいた節がある。財界も本気で足りないと思っていたようなのだ。そうでなければ財界が法科大学院というカネの掛かる制度を提唱してまで人材養成を行うはずもなかった。総務省が行政評価において問題にしたのもまさに税金の垂れ流しを抑制すべきという観点からだ。

しかし、構造改革そのものが失敗した。司法改革そのものも**財界が想定していたよりも法曹（弁護士）を必要としていなかったことが露呈**し、失敗が明らかになってしまった。

今では法科大学院制度は、文科省と一部法科大学院の癒着の構造だけが残ってしまった。

司法「改革」のときは法曹三者だけで決める時代は終わったなどといって「改革」を遂行してきたのに、法科大学院問題になると検討会議ではその関係者ばかりが並んでいる。この結果、さらに構造改革に反する事態を招いている。

何故か日弁連執行部だけは別世界にいる。構造改革の一貫として始まった司法改革であるという評価を拒否するだけでなく、**司法改革を弁護士の自己改革に結び付けてしまったが故に失敗を失敗と認めることができず未だに「改革」を言い続けている**。理論が独り歩きしている典型であり、未だに誤った方針を転換できないのは、情勢分析能力の欠如と不都合なものは見れないという最悪の思考に陥ったからだ。これでは誤りを正せない。